

第七十二回 参議院法務委員会會議録第十一号

昭和四十九年四月二十五日(木曜日)
午前十時七分開会

委員の異動

三月二十八日

辞任

吉武 恵市君

補欠選任

安田 隆明君

三月二十九日

辞任

長屋 茂君

補欠選任

重宗 雄三君

稲嶺 一郎君

小枝 一雄君

安田 隆明君

吉武 恵市君

小笠原貞子君

塚田 大願君

四月一日

辞任

塚田 大願君

補欠選任

野坂 参三君

四月四日

辞任

藤田 進君

補欠選任

中村 波男君

四月九日

辞任

中村 波男君

補欠選任

藤田 進君

出席者は左のとおり。

委員長

原田 立君

理事

後藤 義隆君

委員

佐々木静子君

委員

木島 義夫君

委員

柳田桃太郎君

委員

山本茂一郎君

委員

吉武 恵市君

委員

中村 英男君

衆議院議員

法務委員長代理

羽田野忠文君

國務大臣

法務大臣

中村 梅吉君

政府委員

法務大臣官房長

香川 保一君

法務大臣官房長

勝見 嘉美君

法務省民事局長

川島 一郎君

最高裁判所長官代理者

田宮 重男君

最高裁判所事務

西村 宏一君

最高裁判所事務

堀分 一立君

最高裁判所事務

二見 次夫君

最高裁判所事務

二見 次夫君

最高裁判所事務

二見 次夫君

最高裁判所事務

二見 次夫君

最高裁判所事務

二見 次夫君

最高裁判所事務

二見 次夫君

最高裁判所事務

二見 次夫君

最高裁判所事務

二見 次夫君

最高裁判所事務

二見 次夫君

最高裁判所事務

二見 次夫君

最高裁判所事務

二見 次夫君

最高裁判所事務

二見 次夫君

最高裁判所事務

二見 次夫君

最高裁判所事務

二見 次夫君

最高裁判所事務

二見 次夫君

最高裁判所事務

二見 次夫君

最高裁判所事務

二見 次夫君

最高裁判所事務

二見 次夫君

最高裁判所事務

二見 次夫君

最高裁判所事務

二見 次夫君

最高裁判所事務

二見 次夫君

最高裁判所事務

二見 次夫君

最高裁判所事務

二見 次夫君

最高裁判所事務

二見 次夫君

この法律案は、最近において民事及び家事の調停事件が複雑多様化しておる実情にかんがみ、調停制度の充実強化をはかるため、調停委員の制度及び調停の手続について緊急に必要とする改正を行なうとするものであります。その内容は、次のとおりであります。

第一は、民事調停委員及び家事調停委員の制度を新設することであり、

従来、調停委員は、地方裁判所または家庭裁判所が毎年あらかじめ選任する調停委員となるべき者すなわちいわゆる調停委員候補者の中から各事件ごとに指定されたものであり、この場合、その事件を処理する限りで非常勤の裁判所職員となると解されておりましたが、手当の支給は受けておりませんでした。今回、このいわゆる調停委員候補者等の制度を改め、新たに、当初から非常勤の裁判所職員である民事調停委員及び家事調停委員の制度を設け、その職務内容を定めるとともに、その地位及び職務内容にふさわしい手当を支給することができるといたしてあります。

第二は、民事調停の手続について、その規定を整備することであり、

まず、当事者間の合意を前提とする紛争解決の手続を整備するため、従来、商事調停事件及び鑑定調停事件についての特則であった当事者間の合意により調停委員の定める調停事項をもつて調停が成立したものとみなす制度に関する規定を民事調停事件全般にも適用される通則規定に改めることとしてあります。

さらに、被害者の救済等をはかるため、交通調停事件及び公害等調停事件の管轄の特則を設け、従来の管轄裁判所のはか、交通調停事件については損害賠償を請求する者の住所または居所の所在地を管轄する簡易裁判所に、また、公害等調停事件については損害の発生地または損害が発生する

おそれのある地を管轄する簡易裁判所に、それぞ

れ土地管轄を認めることとしたしております。

第三は、家事調停の手続について、その規定を整備することであり、

当事者が各地に散在することが通常予想される遺産分割調停事件について、調停の成立を容易にするため、遠隔地に居住する等の理由により出頭することが困難であると認められる当事者が、あらかじめ調停委員会または家庭裁判所から提示された調停案項案を受諾する旨の書面を提出し、他の当事者が期日に出頭して当該調停案項案を受諾したときは、当事者間に合意が成立したものとみなすこととしてあります。

以上が民事調停法及び家事審判法の一部を改正する法律案の趣旨であります。

何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願いいたします。

○委員長(原田立君) 次、補足説明を聴取いたします。勝見調査部長。

○政府委員(勝見嘉美君) 民事調停法及び家事審判法の一部を改正する法律案について、補足して御説明いたします。

わが国の調停制度は、大正十一年の借地借家調停法の制定以来、逐次整備され、今日まで五十年余の間広く国民に利用されてきたところであります。最近における社会情勢の著しい変動、ことに、科学技術の進歩、経済規模の拡大、社会生活の変化、国民の権利意識の向上に伴い、調停の場にあられる民事及び家事の紛争は、ますます複雑化するとともに、交通事故、公害等にかかる新しい類型の紛争が加わって一層多様化しております。その処理はいよいよ困難なものとなっております。そこで、このような実情にかんがみ、民事及び家事の調停制度を国民の期待に沿い得るよう充実強化しようとするのが、今回の法改正の目的

であります。

ところで、この法律案の本則は、二カ条からなっております。第一条は民事調停法の一部改正、第二条は家事審判法の一部改正であり、いずれも調停委員の制度及び調停の手続についての改正を内容とするものであります。

第一条の民事調停法の一部改正から御説明いたします。

まず、調停委員の制度に関する改正であります。

第一点は、現行法第六条についてでありまして、同条では、調停委員会は、調停主任一人及び調停委員二人以上で組織することとされておりますが、今回、新たに民事調停委員の制度を設けるのに伴い、調停委員会は、調停主任一人及び民事調停委員二人以上で組織することとしております。

第二点は、現行法の第七條第二項及び第三項についてでありまして、同条第二項に規定されているいわゆる調停委員候補者及び当事者の合意に基づく調停委員並びに同条第三項に規定されているいわゆる臨時調停委員の各制度を廃止するとともに、調停委員会を組織する民事調停委員は、裁判所すなわち受調停裁判所が各事件について指定することとしております。

第三点は、現行法第八條に規定されているいわゆる調停補助者の制度を廃止して、新たに同条として民事調停委員の職務内容及び身分に関する規定を設けることとあります。すなわち、同条第一項において、民事調停委員は、調停委員会を組織して調停に関与するほか、裁判所すなわち受調停裁判所の命を受けて、調停委員会の構成員として関与する以外の調停事件について専門的な知識経験に基づく意見を述べ、また、裁判所すなわち受託裁判所の命を受けて、囑託にかかる紛争の解決に関する事件の關係人の意見の聴取を行ない、その他調停事件を処理するために必要な最高裁判所の定める事務を行なうものと規定し、同条第二項において、民事調停委員は非常勤の裁判所職員と

して身分を明確にするとともに、裁判所法第六十条が裁判官以外の裁判所職員の任免は、最高裁判所の定めるところによりこれをを行なう旨定めている規定の趣旨等にかんがみ、民事調停委員の任命資格、任免権者など任免に關して必要な事項は、最高裁判所が定めることとしております。

第四点は、現行法第九條を改め、民事調停委員には、別に法律で定めるところにより、すなわち、裁判所職員臨時措置法によつて準用される非常勤職員の給与に関する規定である一般職の職員の給与に關する法律第二十二條第一項の規定により手当を支給することとし、あわせて最高裁判所の定めるところにより旅費、日当及び宿泊料を支給することとしております。

次に、民事調停の手続に關する改正であります。

第一点は、現行法の第二章特別第三節の商事調停に關して規定され、同章第四節の鉱害調停に關して準用されている調停委員会の定める調停事項に關する第三十一條の規定を民事調停事件全般に關する通則規定に改めることとあります。これは、先に御説明しましたとおり、交通事故、公害等にかかる新しい類型の調停事件が増加していること等にかんがみ、当事者間の合意を前提とする紛争解決の手続を整備する必要があるからであります。すなわち、すべての民事調停に關して、当事者間に合意が成立する見込みがない場合または成立した合意が相当でない認められる場合で、当事者間に調停委員会の定める調停事項に服する旨の書面による合意があるときは、調停委員会は、申し立てにより、事件の解決のために適当な調停事項を定めることができるものと、これを調書に記載したときは、調停が成立したものとみなすこととしてあります。その要件及び効果は、いづれも現行法第三十一條に規定されているものと全く同一であります。

第二点は、最近激増している交通調停に關して、新たに第二章第三節として交通調停の節を設け、第三十一條として交通調停事件の土地管轄の特則を設けることとあります。すなわち、自動車の運行によつて人の生命または身体が害された場合における損害賠償の紛争に關する調停事件は、被害者の簡便な救済をはかるため、現行法第三條に規定する相手方の住所等の所在地を管轄する簡易裁判所または当事者が合意で定める地方裁判所もしくは簡易裁判所の管轄のほか、損害賠償を請求する者すなわち被害者の住所または居所の所在地を管轄する簡易裁判所の管轄とすることとしております。

第三点は、新たに第二章第五節として公害等調停の節を設け、第三十三條の二として公害等調停事件の土地管轄の特則を設けることとあります。すなわち、最近、問題となつて公衆または日照、通風等の生活上の利益の侵害により生ずる被害にかかる紛争に關する調停事件は、紛争の適切な処理及び被害者の簡便な救済をはかるため、さきに御説明しました現行法第三條に規定する裁判所の管轄のほか、損害の発生地または損害が発生するおそれのある地を管轄する簡易裁判所の管轄とすることとしております。

以上のほか、現行法中、調停にかかわる決定に關する第十七條、第三章罰則中の第三十七條及び第三十八條その他について所要の整理をしております。

次に、第二条の家事審判法の一部改正について御説明いたします。

まず、調停委員の制度に關する改正であります。この点については、民事調停法の一部改正に關して御説明しましたところと全く趣旨を同じくしてあります。

すなわち、第一点は、現行法の第三條第二項及び第二十二條第一項についてでありまして、今回、新たに家事調停委員の制度を設けるのに伴い、調停委員会は、家事審判官一人及び家事調停委員二人以上で組織することとしてあります。

第二点は、現行法の第二十二條第二項及び第三項についてでありまして、同条第二項に規定されているいわゆる調停委員候補者及び当事者の合意

に基づく調停委員並びに同条第三項に規定されているいわゆる臨時調停委員の各制度を廃止するとともに、調停委員会を組織する家事調停委員は、家庭裁判所すなわち受調停裁判所が各事件について指定することとしてあります。

第三点は、新たに第二十二條の二として家事調停委員の職務内容及び身分に關する規定を設けることとあります。同条第一項において、家事調停委員は、調停委員会を組織して調停に關与するほか、家庭裁判所すなわち受調停裁判所の命を受けて、調停委員会の構成員として関与する以外の調停事件について専門的な知識経験に基づく意見を述べ、また、家庭裁判所すなわち受託裁判所の命を受けて、囑託にかかる紛争の解決に關する事件の關係人の意見の聴取を行ない、その他調停事件を処理するために必要な最高裁判所の定める事務を行なうものと規定し、同条第二項において、家事調停委員は非常勤の裁判所職員として身分を明確にするとともに、その任命資格、任免権者など任免に關して必要な事項は、最高裁判所が定めることとしてあります。

第四点は、新たに第二十二條の三の規定を設け、家事調停委員には、別に法律で定めるところにより手当を支給することとし、あわせて最高裁判所の定めるところにより旅費、日当及び宿泊料を支給することとしてあります。なお、この關係で、参与員及び調停委員の旅費、日当及び宿泊料に關する現行法第五條の規定を削除し、参与員については、止宿料を宿泊料と改めた上、別に第十條の二として独立の条文を設けてあります。

次に、家事調停の手続に關する改正であります。

これは、遺産分割調停事件の当事者が通常各地に散在しており、調停の成立が困難な実情にあるのかんがみ、その成立を容易にするため、新たに第二十一條の二として同事件に關する特則を設けることとあります。すなわち、遺産の分割に關する調停事件に關して、遠隔の地に居住する等の理由により出頭することが困難であると認めら

○衆議院議員(羽田野忠文君) 民事調停法及び家事審判法の一部を改正する法律案中衆議院の修正

いろいろな反対の意見をお話しになって、約時間にわたってですが、私も詰めて話をいろいろ聞きしたのでありますが、その間において弁連では非常にこの調停法の改正に対しては大

いわゆる生活妨害に関する紛争事件、そういったような事件の処理にあたりまして、技術的、専門的な知識を必要とするような事件がかなりふえてきております。また、家事調停事件におきましては、

います。
以上でございます。

○後藤義隆君 次に、本法案提出に至るまでの経緯についてお伺いしたいのであります。今回の改正は最高裁判所に設けられた臨時調停制度審議会の答申に基づいたものであります。同審議会における調査審議の概況について御説明をお願いいたします。

また、今回の法案を作成するにあたって、日弁連の人の話では、日弁連との協議が行なわれなかったという不満を非常に先日も申しておりました。もしそんなことがあれば非常に私もやはり遺憾だと思いますが、これは昭和四十五年五月十三日の当委員会の附帯決議において法曹三者の協議を行なうということに附帯決議がなっております。あるが、それが守られておるかどうか、その点についてお伺いいたします。

○政府委員(勝見嘉美君) 今回の調停制度の改正は、ただいま仰せのとおり、最高裁判所に設けられました臨時調停制度審議会、臨調審と略称しておりますが、臨調審の答申に基づきまして最高裁判所から私も法務省に立法依頼がございました。その立法依頼を受けまして法務省で立案したものでございます。

なお、臨調審の審議の経過等につきましては最高裁のほうからお聞きいただきたいと思っております。臨調審の答申は、御承知のとおり、非常に多岐にわたっております。なお、しかも、立法化を要する諸施策のうちにはいろいろ問題点がある事項もございまして、これらの問題点のある事項については立法を見送ることとしたしまして、答申の中の緊急に必要と思われる最小限度の施策に限って立法措置を講じようとするものでございます。

なおまた、次に三者協議の問題でございますが、今回の法案の中には、調停委員の待遇の改善の問題がございます。これは当然に予算を伴うものでございますので、昨年末の政府の予算原案が確定するに至るまでは、実は具体的な立案作業に着手できない状態にあったわけでございます。また、御承知のとおり、予算関係法案としての国会

提出の時期の制限という客観的な制約もございまして、きわめて倉皇の間に改正法案をまとめなければならぬ状況にあったわけでございます。他方、これも御承知のと存じますが、いわずに法曹三者の協議会は、現在、現実の問題として開催することは事実上困難な事情にございまして、そこで、やむを得ず、私どもの立案作業の過程で、一月十九日でございますが、日本弁護士連合会の関係担当者にも私どもの担当官が法案の要綱案を御説明申し上げてその御意見を承る機会を持った次第でございます。

なお、これも最高裁のほうからお聞きいただきたいと思っております。臨調審の審議におきましては、日弁連推薦の委員及び幹事の方が参加しておられました。積極的に発言しておられました。また、日弁連では、臨調審の審議中に二回意見書が公表されております。さらに、臨調審の答申が公表された後にも意見書が公表されております。私も立案にあたりましては、日弁連の各意見書を十分検討させていただいたつもりでございます。なお、司法制度の改正に関するいろいろな問題につきましては、当委員会の附帯決議にもありますように、十分法曹三者が協議すべきであることは私も十分そのように考えております。当委員会の決議も十分尊重すべきものと考えております。今後とも、可能な限りその趣旨に沿った措置をとっていききたいと考えておる次第でございます。

○後藤義隆君 いろいろな紛争を解決する方法として、弁護士を必要とする訴訟と、それからまた弁護士を必要としないところの調停というものが現在あるわけであります。考え方によつてはこれは非常に利害の対立関係にもなっていると思っております。それでもって、この関連関係について、政府並びに最高裁判所のほうではどういうふうなふうに両者を考えておられるのか、その点についてお伺いいたします。

○政府委員(勝見嘉美君) 調停と訴訟の関係をどういうふうな制度として位置づけるかという問題

は理論的にも非常にむずかしい問題であらうかと思ひますが、いずれにいたしましても、民事及び家事の紛争は、結局、紛争当事者間で円満な合意によつて、任意に円満な解決が得られることが望ましいことは申し上げるまでもないところでございまして。

で、わが国の調停制度は、先ほど御説明を申し上げましたとおり、大正十一年以来実情に即した紛争を解決するという目的で発足したものでございます。この間のいろいろな立法の沿革から申して、いろいろな批判のあるところでございまして、けれども、五十年間の間十分国民の期待に沿ってきたものと思ひます。

なお、戦後、各種調停法が統一されて現行民事調停法並びに家事審判法の二本立てになっておるわけでございますが、やはり、いわば装いを新たにして戦後調停制度が再出発したというふうな考えでおります。

先ほどからお話ございましたように、最近のいろいろな諸情勢から紛争の内容は複雑化しております。その解決はますます困難なものとなつてきております。一方におきまして、訴訟によつて一刀両断的に解決をはかるべき事案ももちろんふえておるわけでございますけれども、他方、その一刀両断に、いわば正邪黑白を分けるに適しない事案も多々あるわけでございます。また、訴訟にまつわる時間、それから経費という問題もあるわけでございまして、現に先ほど最高裁のほうから御説明がございましたように、訴訟制度を利用する国民と調停制度を利用する国民の比率が、大体六対四ぐらいの割合で定着しているような状況でございます。これを見ますと、結局、訴訟によらないで、当事者間の合意を前提とする調停の手続によつて紛争を解決することを望んでいる国民が多数あるということも、これも否定できないところであると思ひます。そうでありまして、私ども政府といたしましては、その国民の期待に沿うように調停制度を時代に即応して充実強化して、先ほど最高裁のほうからお話ございました

ような批判を受けないように、申し立てを受けた事件につきまして適正妥当に処理できる体制を整備する必要があることは、これまた申すまでもないところでございまして。今回の改正は、まさにこのような観点から行なう趣旨でございます。いづれにいたしましても、やはり調停制度の存在意義というものは十分重視すべきであると思ひますけれども、私も、私どもといたしましては、訴訟に取つてかわるものとして考えておるわけではございません。あくまでも紛争解決は訴訟による解決が本来の筋であると思ひますけれども、調停はそれをい

わば補完すると思ひます。訴訟制度と相まってわが国における私人間の紛争解決に資するところが非常に大きいものがあるかと考えておる次第でございます。

○最高裁判所長官代理者(西村宏一君) 調停制度に關しましては、裁判所といたしましては、たゞいま調査部長の御説明になりましたところと基本的に同様に考えておるわけでございまして、一言つけ加えて述べさせていただきますと、裁判官と民間人とならなつております調停委員会があつてに当たるといふ調停制度は、紛争の自主的な解決制度としてはきわめてすぐれたものであるといふことがいえるのではないかと考えられます。調停制度そのものは、当事者双方の理性的、合理的判断に基づく合意というものの成立を導き出すための制度でございまして。その意味では、欧米諸国で発達したしております仲裁制度以上に、より自主的な解決制度として意義があるのではないかと

いふふうに考えておるわけでございまして。したがって、この調停委員会の充実をはかるということによつて、今後一そう国民生活に寄与できるものと確信いたしております。

なお、調査部長も申し述べましたけれども、裁判所といたしましてはこの調停制度の機能を充実強化するというところで、本来訴訟で解決されるに適する紛争を調停でまかなつていくというところを考へておるわけでは決してないわけでございまして。あくまでも調停によつて解決するのが相当で

○政府委員(勝見嘉美君) まず、合意調停委員につぎましては、これは現行法で設けられた趣旨は、おそらく当事者双方が合意で定めた方であれば、あらかじめ裁判所が候補者としてリストアップしている、いわゆる調停委員候補者の中に含まれておりませんが、当事者に対する説得力に欠けるとはならないという趣旨で設けられた制度だと思ひます。ところが現実には、この制度の活用はほとんどされていないようでございます。また、これからの調停のあり方といたしまして、単に当事者等の個人的な関係で説得するというところでなくて、やはりすぐれた有識者の豊富な経験と専門的な知識経験に基づきまして、事案の確かな把握にとめていただいて、その上に立つて、いわば客観的に妥当な解決をはかる制度として整備されるべきではないかというふうに考えまして、このたびの改正は、そういうことの上に立つておりますので、いわば当事者と個人的な関係を重視する現行法の合意調停委員の制度は、今回の法改正の新しい理念になじまないというところで廃止した次第でございます。なお、合意調停委員につぎましては、今回新たに設けられる調停委員の資格要件あるいは身分等に関連いたしますと、やはり異質の調停委員を残すということになりますので、この点におきましても立法政策上好ましくないというふうに考えた次第でございます。

それから合意調停委員のところで申し上げましたとおり、臨時調停委員につきましても、資格という点でいって異質の調停委員を残すということになりますので、先ほど合意調停委員について申し上げたとおり、この点も立法政策上好ましくないのではないかと趣旨で廃止したわけでございます。

次に、調停補助者の問題でございますが、これは当事者間の紛争の実情をよく知っておたり、あるいは当事者双方を説得しやすいうような立場にある方に補助者として来ていただいて、その助力を得るということが有効であるということとして設けられた制度だと思ひますが、これも実はほとんど活用されていないようでございます。これらの調停のあり方として、先ほど申し上げましたような、いわば客観的な妥当な解決をはかる制度として整備することといたしておりますので、もっぱらいわば特定事件の特定の方と個人的な関係を重視して補助していただくという制度は、やはり今回の法改正の理念になじまないと考えまして廃止したものでございます。

○後藤藤雄君 今回のこの改正法案によりまして、民事調停委員及び家事調停委員の「その任免に必要事項は、最高裁判所が定める。」と、こういうようなぐあいになっておりまして、一切をもう最高裁判所に委任した形になっておりますが、これを法律でもって定めるといふような、法律でもってそこをきちんと規定するとか非常に不都合があるのかどうか、その点についてお伺いいたします。

○政府委員(勝見嘉美君) 御承知のとおり、裁判所職員につきましては、裁判所法の第六十四条におきまして「裁判官以外の裁判所の職員の任免は、最高裁判所の定めるところにより最高裁判所、各高等裁判所、各地方裁判所又は各家庭裁判所がこれを行う。」というふうに規定してございす。ただいま申し上げました条文のとおり、裁判官以外の裁判所職員の任免につきましては、最高裁判所に一任されておるところでございます。

れも申し上げるまでもないところでございますが、三権分立のたてまえ上、裁判所職員の任免につぎましては、やっぱり裁判所において責任を持つて行なうていただくことが司法権の独立を確保するゆえんであるという趣旨の規定だと存じます。このたびの調停委員の任免につきましても、裁判所法の趣旨とするところに従ひまして、その任免に關しましては最高裁判所が定めることとしたものでございます。

○後藤藤雄君 これは裁判所のほうに質問いたしますが、最高裁判所は民事調停委員及び家事調停委員の任命資格、それから選考の方法、任命などについてどのように定める予定かと。これいまだから先のことでありますが、そういう予定はどうか考えておられるのか。現在の調停委員の資格要件と考へておられるのかどうか。調停委員の任命について、各方面の意見を聴取して広い範囲から適任者を確保するよう努力するべき必要があるという旨の衆議院のこれは附帯決議もあつたのでありまするが、そういう点を一体どういうふうなふうなこれから考へるのか、その点について伺ひます。

○最高裁判所長官(代理者)(西村宏一君) 調停委員の選任に關しましては、最高裁判所といたしましては、臨時調停制度審議会の答申の趣旨を十分生かして定めたいというふうに考へております。まず任命資格の点でございますが、任命資格といたしましては、広く各界、各分野での社会生活の上で豊富な経験を有する識見の高い方々をまず中心といたしまして、さらに法律の専門家である弁護士、または弁護士としての資格を有する方、また法律以外の各分野での専門的な知識経験を有する方々、そういう方々であつて、年齢としては原則として四十歳以上七十歳未満の者とするという点を考へておるわけでございます。もつともこの年齢の点につきましては、特に調停委員としてかけがえのない方々につきましては、この四十歳以上七十歳以下という制限には服しないでもよいと、拘束されないで任命できるという道を開

いておくことがよいのではないかと考へております。選考の方法につきましては、地方裁判所または家庭裁判所におきまして自主的な選考を行なうていただき、その結果任命を相当とするとして地方裁判所、家庭裁判所から上申された方について最高裁判所が任命するという形式をとるのがよいのではないかと考へておるわけであります。それから任期につきましては、臨時調停制度審議会の答申にもあるように、二年が相当ではないかというふうに考へておるところでございす。現在調停委員候補者の資格要件でございますが、徳望、良識ということにつきましては、今後におきましてももちろん調停委員の備へるべき資質として、徳望、良識のある方というところは重要なことであると思へます。条理にかなつた適切な解決案を提示していくということから考へますと、徳望、良識ということだけでは必ずしも十分ではないという面もあるのではないかと考へて、先ほど申し上げましたような任命資格要件に改めたい、改めるのが適當ではないかというふうに考へておるわけでございます。それから衆議院法務委員会の附帯決議におきましても、調停委員の選考にあつては広い層から十分に意見を聴取した上で選任すべきであるという御指摘があつたわけでございます。その点につきましては、従前確かに調停委員候補者の推薦を依頼するにあたりましては、市町村長その他弁護士会等比較的狭い範囲の機関にたよつていた傾向があるわけでございますので、この傾向を改めまして、社会の広い範囲の公的な団体や機関に働きかけていただき、これを調停委員にお願いしていただくようにつとめたい、そういうことでこの附帯決議の趣旨に沿つてまいりたいと考へております。今回の法改正が実施されることになりましたら、調停委員の身分が明確となり、かつ相應の待遇の改善ができるわけでございますので、各界各層に資格者の推薦を依頼することも従前よりはるかに容易にな

いておくことがよいのではないかと考へております。選考の方法につきましては、地方裁判所または家庭裁判所におきまして自主的な選考を行なうていただき、その結果任命を相当とするとして地方裁判所、家庭裁判所から上申された方について最高裁判所が任命するという形式をとるのがよいのではないかと考へておるわけであります。それから任期につきましては、臨時調停制度審議会の答申にもあるように、二年が相当ではないかというふうに考へておるところでございす。現在調停委員候補者の資格要件でございますが、徳望、良識ということにつきましては、今後におきましてももちろん調停委員の備へるべき資質として、徳望、良識のある方というところは重要なことであると思へます。条理にかなつた適切な解決案を提示していくということから考へますと、徳望、良識ということだけでは必ずしも十分ではないという面もあるのではないかと考へて、先ほど申し上げましたような任命資格要件に改めたい、改めるのが適當ではないかというふうに考へておるわけでございます。それから衆議院法務委員会の附帯決議におきましても、調停委員の選考にあつては広い層から十分に意見を聴取した上で選任すべきであるという御指摘があつたわけでございます。その点につきましては、従前確かに調停委員候補者の推薦を依頼するにあたりましては、市町村長その他弁護士会等比較的狭い範囲の機関にたよつていた傾向があるわけでございますので、この傾向を改めまして、社会の広い範囲の公的な団体や機関に働きかけていただき、これを調停委員にお願いしていただくようにつとめたい、そういうことでこの附帯決議の趣旨に沿つてまいりたいと考へております。今回の法改正が実施されることになりましたら、調停委員の身分が明確となり、かつ相應の待遇の改善ができるわけでございますので、各界各層に資格者の推薦を依頼することも従前よりはるかに容易にな

いておくことがよいのではないかと考へております。選考の方法につきましては、地方裁判所または家庭裁判所におきまして自主的な選考を行なうていただき、その結果任命を相当とするとして地方裁判所、家庭裁判所から上申された方について最高裁判所が任命するという形式をとるのがよいのではないかと考へておるわけであります。それから任期につきましては、臨時調停制度審議会の答申にもあるように、二年が相当ではないかというふうに考へておるところでございす。現在調停委員候補者の資格要件でございますが、徳望、良識ということにつきましては、今後におきましてももちろん調停委員の備へるべき資質として、徳望、良識のある方というところは重要なことであると思へます。条理にかなつた適切な解決案を提示していくということから考へますと、徳望、良識ということだけでは必ずしも十分ではないという面もあるのではないかと考へて、先ほど申し上げましたような任命資格要件に改めたい、改めるのが適當ではないかというふうに考へておるわけでございます。それから衆議院法務委員会の附帯決議におきましても、調停委員の選考にあつては広い層から十分に意見を聴取した上で選任すべきであるという御指摘があつたわけでございます。その点につきましては、従前確かに調停委員候補者の推薦を依頼するにあたりましては、市町村長その他弁護士会等比較的狭い範囲の機関にたよつていた傾向があるわけでございますので、この傾向を改めまして、社会の広い範囲の公的な団体や機関に働きかけていただき、これを調停委員にお願いしていただくようにつとめたい、そういうことでこの附帯決議の趣旨に沿つてまいりたいと考へております。今回の法改正が実施されることになりましたら、調停委員の身分が明確となり、かつ相應の待遇の改善ができるわけでございますので、各界各層に資格者の推薦を依頼することも従前よりはるかに容易にな

いておくことがよいのではないかと考へております。選考の方法につきましては、地方裁判所または家庭裁判所におきまして自主的な選考を行なうていただき、その結果任命を相当とするとして地方裁判所、家庭裁判所から上申された方について最高裁判所が任命するという形式をとるのがよいのではないかと考へておるわけであります。それから任期につきましては、臨時調停制度審議会の答申にもあるように、二年が相当ではないかというふうに考へておるところでございす。現在調停委員候補者の資格要件でございますが、徳望、良識ということにつきましては、今後におきましてももちろん調停委員の備へるべき資質として、徳望、良識のある方というところは重要なことであると思へます。条理にかなつた適切な解決案を提示していくということから考へますと、徳望、良識ということだけでは必ずしも十分ではないという面もあるのではないかと考へて、先ほど申し上げましたような任命資格要件に改めたい、改めるのが適當ではないかというふうに考へておるわけでございます。それから衆議院法務委員会の附帯決議におきましても、調停委員の選考にあつては広い層から十分に意見を聴取した上で選任すべきであるという御指摘があつたわけでございます。その点につきましては、従前確かに調停委員候補者の推薦を依頼するにあたりましては、市町村長その他弁護士会等比較的狭い範囲の機関にたよつていた傾向があるわけでございますので、この傾向を改めまして、社会の広い範囲の公的な団体や機関に働きかけていただき、これを調停委員にお願いしていただくようにつとめたい、そういうことでこの附帯決議の趣旨に沿つてまいりたいと考へております。今回の法改正が実施されることになりましたら、調停委員の身分が明確となり、かつ相應の待遇の改善ができるわけでございますので、各界各層に資格者の推薦を依頼することも従前よりはるかに容易にな

るのではないかとこのことを期待いたしておるわけでございます。

○後藤義隆君 この民事調停委員及び家事調停委員の職務内容について、改正されるおま点とその理由について伺います。

○政府委員(勝見嘉美君) 新しい制度下におきまして民事調停委員及び家事調停委員の職務の主たる職務は、当然のことでございますけれども、調停主任裁判官、家事審判官とともに調停委員会を構成して調停を行なうということが主たる職務内容でございます。これ自体は従来の調停委員ともちろん変わらないところでございますが、今回の改正によりまして調停委員がいれば単独で行なう職務が定められたわけでございます。で、これは先ほどからも申し上げておりますとおり、豊富な社会経験と専門的な知識経験を有しておられるい

ばすぐれた方が多数お見えであるというところになりますので、その知識経験及び能力を有効適切に活用いたしまして、複雑困難化している事件をより適正、かつ、より円滑に処理することが可能となつたわけでございますし、またその必要があると考えまして、調停委員が単独で行なう職務を定めたいわけでございます。その内容につきましては、条文をごらんいただきますと、まず第一種の職務といたしましては、「裁判所の命を受けて」とございまして、これは受調停裁判所の命を受けてという趣旨でございますが、自分が担当して

ない他の事件につきまして専門的な知識経験に基づく意見を述べることでありまして、これも先ほど申し上げましたとおり、いわば専門家が数多く任命されることになりまして、その活用の一環でございます。それから第二種の職務といたしましては、いわゆる隔地者間の調停におきまして調停が行なわれている裁判所、あるいは調停委員会から、遠いところにおります事件の関係人につきまして、その事件関係人の意見聴取を嘱託する場合でございますが、その嘱託した場合に、その嘱託を受けたいわゆる受託裁判所の命を受けまして、その事件の関係人から意見聴取を行なうこと

でございます。それから第三種の職務といたしましては、以上のほか、「調停事件を処理するために必要な最高裁判所の定める事務を行なう」というふうに法律は規定してございまして、これは具体的にはやはり隔地者間の事件で受託、要するに嘱託を受けた裁判所の命を受けて、その嘱託にかかります事実の調査を行なうことが規定されるというふうに承知していただきたいと思います。

○後藤義隆君 この民事調停法の改正案の第八条第一項及び家事審判法の改正案の第二十二条の二の第一項に「その他調停事件を処理するために必要な最高裁判所の定める事務」と、こういうふうなふうになっておりますが、一体その「事務」というのはどういふものをさすのか。また、これを法律でもって規定すると何か非常に不都合なことがあるのかどうか、その点をお伺いいたします。

○政府委員(勝見嘉美君) ただいまお尋ねのどのような事務かという点につきましては、先ほどの御質問の最後のほうでは、いわば隔地者間の調停につきまして事実の調査の嘱託、すなわち甲地方裁判所で行つておられます事件につきまして、乙裁判所の管轄下に住んでおられる方の関係で事実を調査しようとするような場合に、その事実の調査の嘱託を受けた乙の裁判所の調停委員がこの事実の調査に当たるといふふうに定めるといふふうな予定だと聞いております。

それから法律でなぜその中身を定めなかったかという点のお尋ねでございますが、確かに公務員の職務内容は法令によつて定められるべきであることは、これはもう御指摘のとおりであります。また、できるだけ法律で規定することはこれも望ましいことと思われまして、必ずしも一から十まで法律で規定しなければならぬものではないと思ひます。職務内容のうちでも主要なものが法律で規定されておまして、その公務員の職務の範囲がほぼ明確でありましたならば、その余のいわば付随的な、あるいは補助的な事務内容につきましては下位法令にその定めを委任することも

許されるというふうに考えますし、また現にそのような立法例も多々あるところでございます。

それから先ほど申し上げました調停委員が単独で行なえるようになる職務内容につきましては、その職務の主要な職務はもろろん調停に關与することでございますが、その単独で行なう事務の内容容はいわば例外的に必要となる補助的な事務と考えておるわけでございます。

それから少し詳しく申し上げますと、このたびの八条で書いております事務の中で、専門的意見の陳述、それから第二種として申し上げました嘱託にかかる事件の関係人の意見の聴取は、いずれも現行法下ではない新しい種類の事務でございます。それに対して、ただいま申し上げました最高裁判所が規則で定める予定の嘱託にかかる事実の調査につきましては、現行規則におきまして事実の調査自体がすでに規則で規定されておりました。また嘱託ということについても規則で規定されておられますので、今回特にこれを法律に取り込んで規定することはその必要性に乏しいというふうに考えてこのような条文のていさひになつた次第でございます。

○後藤義隆君 この改正案を見ますと、「裁判所の命を受け」と、こういうふうなふうにありますが、これは調停委員に対する裁判所の指揮監督を非常に強化し、裁判所の思うままに調停委員に事務を行なわせるというふうな批判が非常に多いのでありますが、この点についてどう考えておられますか。

○政府委員(勝見嘉美君) この調停委員が単独で行なえる職務内容につきましては、ただいま申し上げたのとおりでございます。これらの仕事を前提出といたしまして、その事務の処理に当たると調停委員を特定する行為がなければならぬことになりまして、で、この指定行為が事務分配の一種というふうな考えられますけれども、この事務分配を行ないますのはいわば調停委員の職務状況把握してある裁判所——ここで申します裁判所は、先ほど申し上げましたとおり手続法上の裁

判所と考えておりますが、この裁判所が最も適当であるわけでございます。調停委員はその専門的意見の陳述の場合にはいわゆる受調停裁判所の命、いわゆる先ほど申し上げました指定ということでございますが、この指定を受けることになりまして、また嘱託事務の処理にあたりましては受託裁判所の命、すなわち指定を受けてこの事務を行なうことと定めたいわけでございます。この規定によりまして、裁判所の命により規定を置いたことによりまして、特に調停委員に対する裁判所の指揮監督を従来に比べて強化するものでは決してございませぬ。むしろその「裁判所の命を受けて」という規定は、この改正規定に基づいて最高裁判所が定めることのできる事務の範囲もむしろ限定する意味を持つていまして考えております。と申しますのは、事件が受理されてその調停を調停委員会で行なうというふうになりますと、それ以後の当該事件の処理はすべて調停実施機関であるところの調停委員会によって行なわれるのでございまして、その事件の処理に關して裁判所が命ずることのできる事項は理論的にもきわめて限定されてくるというふうに考えておる次第でございます。

○後藤義隆君 調停については裁判官不在の調停だという批判が非常に多いのでありますが、最高裁判所はそれをどう考えておるか、また今回の改正によつて裁判官不在の調停をさらに助長するのではないかとこのように考えておるのですか。

○最高裁判所長官代理者(西村宏一君) 従来調停活動がもつた調停委員だけで行なわれ、裁判官は調停の成立する場合にしか立ち会わないという事例がかなり多かったということ、また、これが当事者の不満を招いており、いわゆる御指摘のようにな裁判官不在の調停であるという批判として生じておりますことは、臨時調停制度審議会の議論の際にも強く指摘されたところでございまして、私どももいたしまして遺憾ながらこれを認めざるを得ないわけでございます。しかし、いま調停

というのは民間人である調停委員があつてに当たるといふ点に大きな特色があるわけでございます。そこできつめてすぐれた調停委員の方々の自主的な活動に期待するという趣旨もございまして、従来調停委員におまかせするという傾向が強くなり、そのような運用が行なわれてくるようになったといふことにあるわけでございますけれども、最近では複雑困難な事件が増加してまいりました。当事者のほうも法律的な判断を背景にした解決案を調停委員会から出してもらふように強く望むようになってきているということもありますので、今後はできる限り裁判官が調停手続に自主的に関与して適正妥協な解決案を迅速に提示できるように方向に調停事務の運営を推進していかねばならないというふうに私も考えております。けれども裁判官の調停関与のあり方ということについては種々の御提案があつたわけでございます。今後一そう私もとしては運用の改善をはかつてまいりたいと思ひます。

なお、今回の改正が裁判官不在の調停を助長するのではないかと御批判でございますが、その点においては私も全くとは全くとは心配はないといふふうに申し上げたいのでございます。調停委員会を充実するためには、まずその重要なメンバーである調停委員の質を高め、その知識経験を調停活動に十分に反映していただくということが重要であるわけでございます。それを今回の改正は達成するために法案にその趣旨が盛り込まれておるわけでございますが、調停手続を主宰する裁判官もまた調停委員会の活動の中においてその役割を十分に果たすことも調停委員会の活動を充実強化する上において重要な条件でございます。その意味で裁判官の立ち合ひの実質的な充実強化といふことについては今後十全な施策をとつてまいりたいと、そういうふうに考えております。なお今回の改善策を行ないました成果を見たと上が必要があるといふことでございます。ならば、調停を担当する裁判官その他裁判所の職員

増員等の措置も十分検討してまいりたいと、そのように考えております。

○後藤義隆君 今度の法案の改正によつて調停委員の待遇が改善されるというふうなことも一つの理由であると思ひますが、どんなぐあいに改正されるのか、この具体的内容ですね、ちょっとお伺ひいたします。

○最高裁判所長官代理者(西村宏一君) 現在調停委員の候補者の方が調停事件を担当いたしました。調停委員としての職務を行なつたときには一日千三百円以内の日当と旅費及び宿泊料を受けるといふことになっておるわけでございます。で、日当は実費弁償の性質を有するものと考えられておりますが、これは調停委員が善意で奉仕するということとを前提としたもので、その職は給与を伴わないものというところで今日に至つておるわけでございます。今回の改正によりまして調停委員は公務員の給与法上の非常勤委員という地位が明確になるわけでございます。それに伴ひまして公務員給与としての手当が支給されることとなるわけでございます。その手当の額は昭和四十九年度におきましては一日六千五百円というところに予算上認められたわけでございます。旅費については従前とほぼ同様でございますけれども、宿泊料は、従前は調停委員につきましては六等級相当の額であつたわけでございますが、今度は三等級相当に改善されることになりました。具体的に申し上げますと、甲地の場合の宿泊料は従前は三千七百円であつたものが今度は四千六百円ということになるわけでございます。なお、調停委員の方が本来執務する裁判所で執務をする場合には手当及び旅費だけでございまして、執務裁判所以外の場所でもって職務を行なう場合には、手当とは別に、国家公務員の旅費等に関する法律の定めによる日当が支給されることになるとなつております。

以上でございます。

○後藤義隆君 いま答弁の中に、日当のほかに今度はまた手当というふうな答弁もあつたのであります。が、法律でいわれる日当とそれから

手当といふのはどんなぐあいに相違するののか、その点をはつきりしてもらひたいと思ひます。

○政府委員(勝見嘉美君) 実は実定法上の日当の概念は必ずしも一義的ではないようでございます。それで私どもの考えますところを申し上げます。日当には、まあ私どもの近いところの例を申し上げますと、証人あるいは参考人、鑑定人等が公務員でない者に対して支給される場合の日当と公務員に対して支給される場合の日当というふうに分けられるように思ひます。まず公務員でない者に対する日当はそれぞれの根拠法規があるわけでございます。たとえば民事事件の証人につきましても、民事訴訟費用等に関する法律に基いていいますと、民事訴訟費用等に関する法律に基いて支給されるものでございまして、これに基づいて支給されるものでございまして、その内容は結局、その所要の場所に出頭して公の事務に協力する場合の出頭雑費の弁償のほかに、出頭による取損の喪失についての補償の要素が加味されていふといふふうな考へるのでございます。他方、公務員に対する日当といふことは、旅費法に基づいて支給される日当でございます。これは旅費法の定める広い意味の旅費のうち狭い意味の旅費、すなわち鉄道、船舶、車馬の運賃、その他、他の種類のものには含まれない旅行中のいわけは弁当代、湯茶代、その他の雑費の弁償の性質を有するものといふふうな考へられるわけでございます。いづれにいたしましても日当は、公務員でない者に対して支給される場合と公務員に対して支給される場合もいづれも実費弁償の性質を有していることについては共通の性質があるかと思ひます。ところで、調停に対する日当は先ほどからお話ございましたように、現行法でも事件限りでは公務員でございまして、公務員に対する日当の範疇に入るものと思ひますが、現在の調停に対する日当の支給根拠は民事調停法九条と家事審判法五条にございまして、これらの法条は旅費、日当及び宿泊料というふうな規定してございまして、日当を旅費と並べて規定してございまして、先ほど申し上げました旅費法上の日当

に準ずるものである、いわば実費弁償の性質を有するものと解されるわけでございます。

次に手当でございますが、実は実定法上手当といふ文言を使用している条文はいろいろな場合がございまして、いわば手当の概念も多義的であるように思ひます。ただいま申し上げました実費弁償の性質を有するところの日当と同じ意味に用いられていふような立法例もあるようでございます。が、一般にはやはり給与の性質を有する給付について用いられていふようでございます。私どもが給付を受けております扶養手当、暫定手当、通勤手当、期末手当などという手当がございまして、これはいわば常勤職員の基本給に付加して支給される従たる給付という意味を持つ場合がございまして、そのほかに、先ほどすでに御説明申し上げました非常勤職員に対する関係といひまして、委員、顧問、参事その他格の高い非常勤公務員に対する給与を特に手当といふふうな呼んでいふようでございます。日当と手当の区別につきましても、私どもの考へているところを申し上げた次第でございます。

○後藤義隆君 この今度の改正案を見ますと、交通調停事件並びに公害等調停事件について管轄の特則を設けてありますが、その理由を簡単に御説明願ひます。

○政府委員(川島一郎君) 御指摘のように、今回の改正案におきましては、交通調停につきまして第三十一条、それから公害等の調停につきまして第三十三条の二という規定を新設いたしました。管轄の特則を設けることにはいたしております。御承知のように、交通事故に基づく損害賠償請求事件といふのは非常に最近ふえておりました。特に調停によつて処理される場合が多いわけでございます。昭和四十七年の統計によりますと、交通調停事件が一万五千件、これは訴訟で解決する事件が一万二千件でございますから、むしろ調停のほうが多いというふうな情勢でございます。ところで、この交通調停事件におきましては、自動車の運行によつて人身事故が発生するわけでありまして

が、加害者と被害者の両当事者が遠隔の地におるという場合が少なくないわけであります。たとえば東京の人が神奈川県で事故を起こすというような場合もございいます。この場合に、調停法の原則でまいると、三条の規定によって相手方の所在地の裁判所が管轄裁判所になると。したがって、東京の裁判所で調停をしなければならぬと、こういうことになるわけでありますが、被害者といましては、わざわざ東京まで出ていって調停をするというよりは、これは非常にたいへんなこととございいますし、他方加害者のほうとしては、事故を起こした責任もあるわけとございいますから、むしろ被害者の所在地の裁判所で調停を行なつたほうがわれわれの常識にも合致するし妥当であらうと、こういうことで損害賠償の請求をする者、すなわち被害者の所在地の裁判所にも管轄権を認めよう、という趣旨でございいます。

それから公害の調停につきましては、「損害の発生地又は損害が発生するおそれのある地を管轄する簡易裁判所」に管轄権を認めるといふことになつておりますが、これも原則でまいますと相手方の所在地、たとえば建築工事の騒音が問題になるという場合には、その建築工事を実施しているその会社の本店の所在地が原則的な管轄裁判所になるわけでありますが、むしろその工事現場、その工事現場の所在地の裁判所で調停を行なわせるといふことのほうが実際に適当でありまして、特にこの種の調停事件におきましては、実際に実地を調べるといふ必要もかなり多いわけとございいます。また被害者の立場から申しますと、大体被害者はその現場の近所に住んでいる方とございいますので、そういった便宜も考えまして、管轄につきましては特に「損害の発生地又は損害が発生するおそれのある地」というふうに、「おそれのある地」の管轄裁判所に管轄を認めると、こういうことになつたわけとございいます。

難なる当事者のある事件の処理に關して規定を設けておるが、その理由をお伺いいたします。
○政府委員(川島一郎君) この遺産分割に関する調停事件でございまして、当事者は共同相続人ということになりまして、共同相続人が非常に多い場合が普通でございまして、平均いたしますと大体六人、一つの事件について当事者が六人というものが平均でございまして、このように当事者が多くなると、その当事者の中には遠隔の地に住んでおる者もいる。あるいはぐあいが悪くて出てこれない者がいる、こういうような場合が少なくないわけでありまして、ところで、この遺産分割というのは全員がそろわないと調停ができませんので、一人でも遠くにいてのために出てこないとか、あるいはからだのぐあいが悪いために出てこないというようなことになりまして、調停ができないうわけでありまして、ところが、実際には遺産の分割の内容については異存はないけれども、しかしわざわざ調停裁判所まで出ていくのはいろいろ都合でむづかしいというような場合が少なくないで、そういう場合にも調停をなるべく成立させるように、当事者の意思が合致しておるならば調停を成立させたほうがむしろ当事者の希望するところにも合致すると認められますので、そういう場合のために、特に調停条件案を受諾するという旨の書面を出していただいて、それによって出頭しなくても調停が成立することを認めることにしよう、こういうふうにしよというものがこの家事審判法の第二十一条の規定を新設しようとする趣旨でございいます。

○後藤義隆君 最後に、調停委員の待遇改善の必要があるというところで、本年度の予算では何でも十億円程度ぐらいの予算が組まれて、それが通過したんじゃないかと思うんですが、その点についてどんなふうになつておるか、その点をお伺いいたします。
○最高裁判所長官代理者(西村宏一君) 昭和四十九年度の調停関係の予算といたしましては、本改正法案が十月一日施行ということをお前提といたし

第三部 法務委員会會議録第十一号 昭和四十九年四月二十五日【参議院】

まして委員手当の予算といたしましては半年分として約十億二千万円が計上されておりますが、そのほかに、調停関係の施設の改善経費、調停用執務資料の整備、その他調停委員の研修、研究会の開催経費等を含めまして総額約三億円が計上されております。

○後藤義隆君 よろしうございいます。終わります。
○委員長(原田立君) 本案に対する本日の審査はこの程度といたします。
本日はこれにて散会いたします。
午前十一時三十七分散会

三月二十九日本委員会に左の案件を付託された。
一、松山地方方法務局岩城出張所の存置に関する請願(第二八二号)(第二四二二号)
第二二八二号 昭和四十九年三月十八日受理
松山地方方法務局岩城出張所の存置に関する請願
請願者 愛媛県越智郡魚島村魚島村長 佐伯増夫
紹介議員 堀本 宜実君
この請願の趣旨は、第一九一五号と同じである。

第二四二二号 昭和四十九年三月二十日受理
松山地方方法務局岩城出張所の存置に関する請願
請願者 愛媛県越智郡弓削町弓削町長 益浜薫外一名
紹介議員 堀本 宜実君
この請願の趣旨は、第一九一五号と同じである。

四月四日本委員会に左の案件を付託された。
(予備審査のための付託は一月三十一日)
一、民事調停法及び家事審判法の一部を改正する法律案

民事調停法及び家事審判法の一部を改正する法律案
(小字及び一は衆議院修正の部分)

(民事調停法の一部改正)
第一条 民事調停法(昭和二十六年法律第二百一十二号)の一部を次のように改正する。
目次中「商事調停」を「交通調停」に、「第四節 飲害調停(第三十二條・第三十三條)」を「第四節 飲害調停(第三十二條・第三十三條)」を「第五節 公害等調停(第三十三條の二)」に改める。

第六條中「調停委員」を「民事調停委員」に改める。
第七條の見出しを「(調停主任等の指定)」に改め、同條第二項を次のように改める。
2 調停委員会を組織する民事調停委員は、裁判所が各事件について指定する。
第七條第三項を削る。
第八條及び第九條を次のように改める。

(民事調停委員)
第八條 民事調停委員は、調停委員会で行う調停に關与するほか、裁判所の命を受けて、他の調停事件について、専門的な知識経験に基づき意見を述べ、囑託に係る紛争の解決に關する事件の關係人の意見の聴取を行い、その他調停事件を処理するために必要な最高裁判所の定める事務を行う。
2 民事調停委員は、非常勤とし、その任免に關して必要な事項は、最高裁判所が定める。(手当等)

第九條 民事調停委員には、別に法律で定めるところにより手当を支給し、並びに最高裁判所の定めるところにより旅費、日当及び宿泊料を支給する。
第十五條中「第八條、第九條及び」を削る。
第十六條の次に次の一條を加える。

(調停委員会の定める調停条件)
第十六條の二 調停委員会は、当事者間に合意

九

が成立する見込みがない場合又は成立した合意が相当でないと認める場合において、当事者間に調停委員会の定める調停条項に服する旨の書面による合意があるときは、申立てにより、事件の解決のために適当な調停条項を定めることができる。

12 前項の調停条項を調書に記載したときは、調停が成立したものとみなし、その記載は、裁判上の和解と同一の効力を有する。

第十七条の見出し中「代る」を「代わる」に改め、同条中「見込」を「見込み」に、「調停委員」を「当該調停委員会を組織する民事調停委員」に、「聞き」を「聴き」に、「申立」を「申立て」に、「引渡」を「引渡し」に改める。

第二章第三節を次のように改める。

第五節 交通調停

(交通調停事件・管轄)

第三十一條 自動車等の運行によつて人の生命又は身体が害された場合における損害賠償の紛争に関する調停事件は、第三条に規定する裁判所のほか、損害賠償を請求する者の住所又は居所の所在地を管轄する簡易裁判所の管轄とする。

第三十三條の見出し中「農事調停等」を「農事調停」に改め、同条中「第三十一條」を「第三十條」に改める。

第二章第四節の次に次の一節を加える。

第六節 公害等調停

(公害等調停事件・管轄)

第三十三條の二 公害又は日照、通風等の生活上の利益の侵害により生ずる被害に係る紛争に関する調停事件は、第三条に規定する裁判所のほか、損害の発生地又は損害が発生するおそれのある地を管轄する簡易裁判所の管轄

とする。

第三十七條及び第三十八條中「調停委員」を「民事調停委員」に改める。

四月十二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、鹿児島地方法務局天城出張所の存置に関する請願(第三一九九号)

第三一九九号 昭和四十九年四月三日受理

鹿児島地方法務局天城出張所の存置に関する請願

請願者 鹿児島県大島郡天城町 高稲芳外

千八百七十名

紹介議員 原田 立君

鹿児島地方法務局天城出張所を従来同様に存続された。

理由

一、本出張所は大正五年以来地域の発展と住民の便益のために奉仕してきており、これの廃止は、町民をはじめ、地域住民に少なからぬ精神的、経済的打撃を与え、町行政の立場からもゆいしい問題である。

二、本出張所には、現在の取扱件数の十年分にも相当する未登記件数があると推定され、かつ、今後登記を必要とする件数も年々増えると思料される。

三、天城町は、平土野港、徳之島空港があり、徳之島西北地域一帯の中心地である。

四月十九日本委員会に左の案件を付託された。

一、松山地方法務局岩城出張所の存置に関する請願(第三一九四号)

第三一九四号 昭和四十九年四月六日受理

松山地方法務局岩城出張所の存置に関する請願

(二通)

請願者 愛媛県越智郡生名村生名村長 村

上麟祥外一名

紹介議員 堀本 宜実君

この請願の趣旨は、第一九一五号と同じである。